

西尾ソフトテニス協会全国大会等出場激励金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は全国大会等に選手及び監督として出場する者に報償金を支給し、激励することによって本協会の名声と競技力向上を図るため、西尾ソフトテニス協会全国大会等出場激励金（以下「激励金」という）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全日本選手権大会
- (3) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟が開催する全国大会
- (4) 国際競技大会
- (5) その他の関係機関が開催する大会で、会長が激励金の支給を適当と認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は西尾ソフトテニス協会（愛知県ソフトテニス連盟西尾支部）の登録会員とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 出場する者1人につき 10,000円
- (2) 他支部の者と愛知県を代表して出場する場合、団体・個人を問わず同額とする。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。

- (1) 地区大会及び県大会等の選考会を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体またはこれらに準ずる団体が主催する大会で参加資格が特に限定される場合

(交付申請)

第6条 全国大会等に出場する者は、地区（県）大会の報告とともに、事務局を通じ会長に申請するものとする。

2 出場する者が未成年である場合は、西尾ソフトテニス協会加盟団体の責任者とする。

(実績報告等)

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

(返 還)

第8条 会長は、激励金の支給を受けた者が該当大会に出場できなかった場合、既に支給した激励金の全部または一部を返還させることが出来る。

附 則

この要綱は平成25年4月7日から施行する。